

教職員の懲戒処分について

令和4年2月10日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
廿日市市立 地御前小学校 教諭 ふくもと てるき 福元 輝貴 (24歳)	懲戒免職	令和2年4月29日から30日にかけて、被害少女が18歳に満たないことを知りながら、胸部等を露出した写真を撮影させた上、SNSを利用して送信させ保存した。 また、令和3年6月5日、別の被害少女が18歳に満たないことを知りながら、廿日市市内の宿泊施設において淫行をした。 これらの行為により、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及び広島県青少年健全育成条例に違反し、令和4年1月31日に罰金50万円の略式命令を受けた。 これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の小学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、
厳重注意の措置を講ずるよう、令和4年2月10日付けで当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 迫 浩司

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp